

令和4年度中央アルプス等におけるライチョウ保護増殖事業実施業務に係る  
参加希望書類の募集要領

1 総則

令和4年度中央アルプス等におけるライチョウ保護増殖事業実施業務に係る参加者確認公募の実施については、この要領に定める。

2 業務概要

(1) 業務名

令和4年度中央アルプス等におけるライチョウ保護増殖事業実施業務

(2) 業務内容等

別添仕様書のとおり。

(3) 履行期限

令和5年3月27日

3 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ② 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ③ 環境省大臣官房会計課長から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- ④ 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- ⑤ 長野県内に本店、支店又は、営業所を有すること。
- ⑥ 令和04・05・06年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「調査・研究」において「B」、「C」又は「D」級に格付けされ、「関東・甲信越」地域の競争参加資格を有する者であること。

(2) 守秘性に関する要件

企業等の服務規程として、業務上知り得た情報を漏らさないという条件が満たされていること。

(3) 業務執行体制に関する要件

- ① ライチョウの生息地である高山の地理及び自然環境に関する知見を有し、リアルタイムの自然情報を得つつ業務ができる者を確保できること。
- ② ライチョウの生態に関する専門知識を有し、高山における調査技能を有すること。
- ③ これまで実施されてきたライチョウの保護増殖事業に関する実績や計画を把握し、担当事務所と連携した事業を実施できること。
- ④ 各調査地域の地元の関係機関や関係団体との連絡調整を円滑に実施した経験を有する者を確保できること。

4 参加希望書類の募集に関する質問の提出先及び回答

この参加者確認公募募集要領、添付資料等に関する質問がある場合は、次に従い、別記様式1による書面を提出すること。

(1) 提出先

〒380-0846 長野市旭町 1108 長野第一合同庁舎  
信越自然環境事務所 総務課  
TEL : 026-231-6570 FAX : 026-235-1226

(2) 提出方法

電子メール、持参又は郵送にて提出すること。Email : NCO-NAGANO@env. go. jp

(3) 受付期限

令和3年4月27日(水) 12時まで(持参の場合は、12時~13時を除く)

(4) 回答

令和3年4月28日(木) 17時までに、信越自然環境事務所ホームページの該当公示情報の下段に掲載する。

5 提出書類、提出期限等

(1) 提出書類

- ① 令和4年度中央アルプス等におけるライチョウ保護増殖事業実施業務に係る参加希望書類(別添様式参照)
- ② 提出者の概要(会社概要等)が分かる資料
- ③ 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)(写)

(2) 提出期限等

- ① 提出期限  
令和3年5月9日
- ② 参加希望書類の提出場所及び作成に関する問合せ先  
4(1, 2)に同じ。

(3) 書面による提出の場合

- ① 提出部数  
1部
- ② 提出方法  
持参又は郵送(提出期限必着)による。  
郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。
- ③ 提出場所  
4(1)に同じ。

(4) 電子による提出の場合

- ① 提出方法  
電子ファイル(PDF形式)により、電子メール※1で送信、又はDVD-ROM等に保存して持参又は郵送※2で提出すること。電子メールで提出した場合には、環境省からの受信連絡メールを必ず確認すること。  
※1 電子メール1通のデータ上限は5MB(必要に応じ分割すること)  
※2 郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。
- ② 提出場所  
電子メールの場合 : NCO-NAGANO@env. go. jp  
DVD-ROM等の持参又は郵送の場合 : 4(1)に同じ。

(5) 提出に当たっての注意事項

- ア 提出期限までに提出場所に現に到達しなかった参加希望書類は、無効とする。
- イ 提出された参加希望書類は、その事由の如何にかかわらず、提出期限以降は差替

え又は再提出を行うことはできない。

- ウ 提出された参加希望書類は、提出者に無断で、参加希望書類の審査以外の目的には使用しない。
- エ 虚偽の記載をした参加希望書類は、無効とする。また、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。
- オ 参加希望書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

## 6 暴力団排除に関する誓約

当該業務に係る参加希望書類については、別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約した上で提出すること。また、提出書類に誓約事項に誓約した旨を明記すること。

## 7 参加希望書類の審査

- (1) 環境省において、提出された参加希望書類に基づき、当該参加希望書類の提出者が3に定める応募要件を満たしているか否かについて審査し、その結果を参加希望書類の提出者に対して令和4年5月10日17時までに通知する。
- (2) 審査に当たっては、参加希望書類の記載内容について提出者に問い合わせることがあるので、参加希望書類提出後、(1)の通知期限までは、問い合わせに適切に対応できるようにすること。提出者が問い合わせに応じないとき、又は提出者と連絡が取れないときは、応募要件の確認ができないため、応募要件を満たさないと判定することがある。
- (3) 審査の結果、応募要件を満たすと認められる者が一しかいない場合にあつては、当該応募者との契約手続に移行し、応募要件を満たすと認められる者が複数いる場合にあつては、一般競争入札の手続きに移行することとする。

## 8 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口  
4(1)に同じ。
- (3) 令和04・05・06年度環境省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」の「調査・研究」において「B」、「C」又は「D」級に格付けされ、「関東・甲信越」地域の競争参加資格の認定を受けていない者であっても、参加希望書類を提出することができるが、その者が3に定める応募要件を満たすと認められ、一般競争入札の手続きに移行した場合には、開札時まで当該資格の認定を受ける必要がある。

## 質問書

業 務 名	令和4年度中央アルプス等におけるライチョウ保護増殖事業実施業務
会 社 名	
住 所	
担 当 者	部署名： 氏 名：
担当者連絡先	TEL： FAX：
	E-mail：
質 問 事 項	

(別紙)

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、参加希望書類の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

### 記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

(別添様式)

令和 年 月 日

中部地方環境事務所  
信越自然環境事務所長 殿

所在地  
商号又は名称  
代表者役職氏名

(押印不要)

令和4年度中央アルプス等におけるライチョウ保護増殖事業実施業務に係る参加希望書類

標記の業務について、当社において実施することを希望します。  
応募要件を満たしていることを、添付資料のとおり証明します。  
なお、書類の提出にあたり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

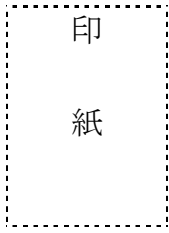
- (1) 業務執行体制に関する資料 (別添資料1)
- (2) 会社概要等 (様式任意)
- (3) 資格審査結果通知書 (全省庁統一資格) (写)

(担当者)

所属部署：  
氏 名：  
TEL/FAX：  
E-mail：

業務執行体制に関する資料（別添資料1）

<p>3. 応募要件 （3）業務執行体制に関する要件</p>	<p>各応募要件を満たす理由について記載すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・枠の大きさは文字数に応じて変更する事</li> <li>・必要がある場合は、参考資料を添付しても良い。</li> </ul>
<p>①</p>	
<p>②</p>	
<p>③</p>	
<p>④</p>	



## 契 約 書 (案)

分任支出負担行為担当官 中部地方環境事務所信越自然環境事務所長 堀内洋（以下「甲」という。）は、  
（以下「乙」という。）と  
「令和4年度中央アルプス等におけるライチョウ保護増殖事業実施業務」（以下「業務」という。）について、次の条項により契約を締結する。

（契約の内容）

第1条 乙は、別添の仕様書に基づき業務を行うものとする。

（契約金額）

第2条 契約金額は金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）とする。

2 前項の消費税及び地方消費税の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

（履行期限及び納入場所）

第3条 履行期限及び納入場所は次のとおりとする。

履行期限 令和5年3月27日

履行場所 長野県松本市安曇4466-20

（契約保証金）

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

（再委任等の禁止）

第5条 乙は、業務の処理を他人に委託し、又は請け負わせてはならない。但し、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

（監督）

第6条 乙は、甲の指示監督により業務を行うものとする。

2 業務の遂行にあたって疑義又は不明の点が生じたときは、甲の指示に従うものとする。

（検査及び引渡し）

第7条 乙は、業務の全部を完了したときは業務終了報告書を作成し、その旨を書面により甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に検査を行い、検査に合格した後、乙が成果物の引渡しを申出たときは、直ちにその引渡しを受けなければならない。

3 乙は、前項の検査に合格しないときは直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。



い。この場合においては、前項の期間は甲が乙から修補を終了した旨の通知を受けた日から起算する。

#### (契約金額の支払い)

第8条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、契約金額（この契約の締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。）の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に契約金額を支払わなければならない。

#### (部分引き渡し)

第9条 乙は、業務の完了前に業務の一部完了（既済）部分並びに業務に係る納入済みの物品等（第7条第2項の規定により検査職員の検査に合格したものに限る。）に相当する請負代金相当額の10分の9以内の額について、以下に定めるところにより部分払を請求することができる。なお、この場合、第7条中「業務」とあるのは「既済部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「既済部分に係る成果物」と、第8条第1項中「契約代金」とあるのは「部分引渡に係る契約代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 乙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ当該請求に係る業務の既済部分又は業務に係る納入済みの物品等の確認を甲に請求しなければならない。

3 甲は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に乙の立会のうえ、仕様書に定めるところにより前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を乙に通知しなければならない。

4 前項の場合において、検査に直接要する費用は乙の負担とする。

5 乙は、第3項の規定により確認があったときは部分払を請求することができる。この場合において、甲は、当該請求を受けた日から30日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 部分払金の額は、次の式により算出する。この場合において第1項の請負代金相当額は、甲乙協議して定める。ただし、甲が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{第1項の請負代金相当額} \times 9 / 10$$

7 この請求は、業務期間中1回限りとする。

#### (支払遅延利息)

第9条 甲は、第8条の約定期間内に契約金額を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

#### (仕様書等の変更)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負

担しなければならない。

(業務の中止)

- 第11条 天災地変その他止むを得ない事由により、業務の遂行が困難となったときは、乙は、甲と協議の上契約の解除を行うものとする。
- 2 前項の規定により契約を解除するときは、第7条から9条までの規定に準じ精算する。

(契約の解除)

- 第12条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。
- 一 乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき。
  - 二 乙が第5条、第19条又は第20条の規定に違反したとき。
  - 三 乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正行為を行い、又は監督官等の職務の執行を妨げたとき。
  - 四 履行期限内に業務結果の提出がなかったとき。
- 2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。
- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
  - 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
  - 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
  - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
  - 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。
- 一 暴力的な要求行為
  - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - 四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為
  - 五 その他前各号に準ずる行為

(再受任者等に関する契約解除)

- 第13条 乙は、契約後に再受任者等（再受任者及び共同事業実施協力者並びに乙、共同事業実施協力者又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が第12条第2項及び第3項の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(違約金等)

第14条 甲が第12条又は前条第2項の規定により契約の全部又は一部を解除した場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

- 3 乙が前二項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第15条 甲は、第12条第2項、第3項又は第13条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第12条第2項、第3項又は第13条第2項の規定によりこの契約を解除

した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(表明確約)

第16条 乙は、第12条第2項及び第3項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、解除対象者を再受任者等としないことを確約する。

(不当介入に関する通報・報告)

第17条 乙は、自ら又は再受任者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(かし担保)

第18条 甲は、第7条の規定により引渡しを受けた後1年以内に隠れたかきを発見したときは、直ちに期限を指定して当該かきを修補させることができるものとする。

(秘密の保全)

第19条 乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に洩らし又は利用してはならない。

(債権譲渡の禁止)

第20条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合には、この限りではない。

(紛争又は疑義の解決方法)

第21条 この契約について、甲乙間に紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて甲乙協議して解決するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所 長野県長野市旭町1108 長野第一合同庁舎  
氏名 分任支出負担行為担当官  
中部地方環境事務所  
信越自然環境事務所長 堀内 洋

乙 住 所  
氏 名

# 令和4年度中央アルプス等における ライチョウ保護増殖事業実施業務仕様書

## 1. 業務の目的

環境省第4次レッドリストでランクがあがったことを受け、平成24年10月にライチョウ保護増殖事業計画が策定された。第一期ライチョウ保護増殖実施計画（以下、「第一期実施計画」という。）の結果や、令和2年度に策定された第二期ライチョウ保護増殖事業実施計画（以下、「第二期実施計画」という。）に基づいて、事業を実施しているところである。

本業務は、ライチョウの個体群復活事業を実施することになった中央アルプスでの取組を中心に、ライチョウ保護増殖事業を実施しライチョウの保全対策を進めることを目的とする。

## 2. 業務の内容

### (1) 業務実施体制

複数名による業務体制とし、主たる従事者をその他従事者が常時バックアップできる体制をとるようにする。

### (2) 中央アルプスで繁殖した個体のモニタリング及びケージ保護事業

#### 1) なわばり数把握調査

5月から中央アルプスの高山帯でライチョウの生存調査を行い、中央アルプスにおけるライチョウの生息個体数を把握する。駒ヶ岳周辺においては5月下旬までに12日程度調査を実施する。調査はそれぞれ3名程度で実施する。それにより、なわばりの分布を確定し、つがいの雌雄の標識確認、未標識個体の捕獲と標識を実施する。また、ケージ保護の実施にあたっては、これらの結果に基づいて、ケージ保護実施予定候補のなわばりを決定し、それらの誘導ルートと誘導方法を検討する。

#### 2) 巣の搜索

ライチョウが産卵及び抱卵を行う6月上旬から6月下旬までの期間にケージ保護の対象とするなわばりについて9日程度巣の搜索を行う。調査はそれぞれ3名程度で実施する。発見した巣については、おおよその孵化時期を推定するとともに、定期的に見回りを行い、無事抱卵が続けられているかどうか、また孵化していないかどうかの確認を行う。

#### 3) ケージ保護

ライチョウの雛が孵化する6月下旬から7月上旬以降3週間程度ケージ保護事業を行う。事業は1日あたり10人程度で実施する。ケージ保護にあたっては、現在頂上山荘に保管されている固定ケージを搬出し、駒ヶ岳周辺でなわばりを作っ

たライチョウのなわばりの数に合わせて頂上山荘及び宝剣山荘周辺に固定ケージを設置する。固定ケージの内側にはけが防止のためのネットを張る。網の下端については、深さ約 10cm 程度まで地中に埋め、回りの石を使って小型哺乳類の侵入を防ぐこととする。頂上山荘に設置する固定ケージは最大 4 つ、宝剣山荘及び天狗荘周辺に設置する固定ケージは最大 2 つと最大 6 つのケージを設置する。雛が孵化したら、移動式簡易ケージを用いて設置した固定式ケージにライチョウの家族を誘導し、収容する。

固定式ケージへ収容後は雛を保護する。ケージ保護においては、野菜類を中心とした給餌を実施するために、低地から小松菜等の野菜の運搬（週 1 回小松菜 10 kg）も行い、給餌することとする。野菜については 4) 野生復帰した家族への後期野生順化でも利用する。固定式ケージや移動式ケージに加え、ケージ設置に必要な工具、給餌に必要な野菜及び乗鞍岳から採取する予定となっているクロウソゴについては環境省が準備する。その他現地で必要と判断された餌や資材については請負業者が準備する。

#### 4) 野生復帰した家族の後期野生馴化

動物園で繁殖させた最大 5 家族及び雄 1 個体を 7 月下旬から 8 月上旬に中央アルプスに移送した後、1 週間程度高山帯に馴らすためにケージ保護を実施する。事業は 1 日あたり 10 人程度で実施する。ケージ保護した家族については家族や雛の状況を見て環境省担当官と相談しながら放鳥を行う。なお、動物園から中央アルプスまでのライチョウ家族の移送については環境省が担当する。

#### 5) 放鳥後のモニタリングと標識

中央アルプスに放鳥した野生家族及び動物園から野生復帰させた家族に加えケージ保護しなかった家族の雛の生存状況について 8 月から 10 月まで、モニタリングを 12 日程度行う。調査については 3 名程度で実施する。雛が成長し標識が可能となった 9 月後半から雛が親から独立する 10 月には、雛を捕獲し、足輪により標識する。

また、ケージ保護した家族を放鳥する際には VHF 型の電波発信器 (LT-03-4、サーキットデザイン社製もしくは同等品) 最大 3 個体の雌親に装着する。発信器は請負業者が準備する。

#### 6) 捕食者のモニタリング

テン等の生息状況に関する現地調査として自動撮影カメラを設置する。自動撮影カメラについては環境省が準備し、請負者において 10 台程度設置する。カメラの設置期間は 6 月上旬から 10 月までとし、得られた撮影データについても取りまとめを行うものとする。

#### 7) 留意事項

業務を実施するにあたっては下記事項に留意して行うものとする。

- ・ライチョウ等の調査やケージ内保護業務実施にあたっては、これらに係る経験と

実績を有し、現地の地理に詳しい知識と技術を有する者の統括のもとに複数の者で行う。

- ・悪天候等においては調査業務は行わず、常に調査者の安全を管理する責任者を配置する。
- ・やむを得ずお花畑などに立ち入る場合は、スパイク付きの靴の使用を避け、出来る限り高山植物を踏まないように注意すること。
- ・ライチョウ等に過度のストレスを与える行為は行わないこと。
- ・調査員であることがわかる腕章やビブス等を常時着用する。

### (3) 南アルプス白根三山及び仙丈岳におけるライチョウ生息状況調査

平成27年度より実施していたケージ内保護業務後のライチョウ生息個体数の変化をモニタリングするため、ケージ保護を実施していた白根三山と、白根三山北西部に位置する仙丈岳に生息個体数及び雛の生存状況確認調査を実施する。白根三山及び仙丈岳では、それぞれ6月～10月の間に6日程度の調査を実施する。調査はそれぞれ2名程度で実施する。実施にあたっては、事前に環境省担当官と打合せを行い、原則としてライチョウの生態調査の経験を有する者が行うこととする。

#### ① 調査区域

白根三山：小太郎尾根から北岳、間ノ岳、農鳥小屋まで

仙丈岳：小仙丈岳から仙丈岳、大仙丈岳まで

#### ② 調査方法

調査区域を広く歩き回り、ライチョウを発見し、位置情報及び行動観察記録を取るとともに、足輪の有無や色の組み合わせについて記録する。

#### ③ 留意事項

2. (2) 7) のとおり。

### (4) 火打山及び焼山におけるライチョウの生息状況調査

頸城山塊は日本最北の生息地で数十羽が生息し、現在生息数に減少傾向が見られ、最も絶滅の危険性の高い集団である。この山域で適切な保全を行うために、生息状況調査を実施する。調査対象範囲のうち、火打山は5月から6月に3日程度、9月から10月については火打山に加え焼山についても合わせた調査を3日程度実施する。調査はそれぞれ2名程度で実施する。実施にあたっては、事前に環境省担当官と打合せを行い、原則としてライチョウの生態調査の経験を有する者が行うこととする。

#### ① 調査区域

火打山及び焼山

#### ② 調査方法

調査区域を広く歩き回り、ライチョウを発見し、位置情報及び行動観察記録を取るとともに、足輪の有無や色の組み合わせについて記録する。

#### ③ 留意事項



2. (2) 7) のとおり。

(5) 乗鞍岳と焼岳におけるなわばり分布と繁殖個体数、及び雛の生存状況調査

令和2年度に乗鞍岳からケージ保護した3家族を中央アルプスに移植する事業を実施したため、令和4年度にも移植後の個体群の動向を把握するため、乗鞍岳のライチョウ個体群の動向について調査を行う。また、乗鞍岳北部に位置する焼岳についても縄張り数が4～9と少ない集団であることが知られており、乗鞍岳との個体の行き来や火打・焼山集団同様小集団の個体数の変動を把握するために焼岳についても調査を実施する。

乗鞍岳については、繁殖期のなわばり分布調査と繁殖個体数調査、さらに雛が孵化した以降7月から親から独立する10月にかけての雛の生存状況の調査と雛の標識調査を実施する。繁殖期のなわばり分布調査と繁殖個体数調査は4月から6月に9日程度かけて実施する。また、7月から10月の雛の生存状況調査と雛の標識調査は、この間に計9日程度をかけて実施する。調査についてはそれぞれ2名程度で実施する。

焼岳の集団については、5月から6月の間になわばり分布と繁殖個体数、及び秋の時期にそれぞれ2日程度で雛の生存状況と雛の標識調査を実施する。

① 調査区域

乗鞍岳及び焼岳の高山帯全域

② 調査方法

調査区域を広く歩き回り、ライチョウを発見し、位置情報及び行動観察記録を取るとともに、足輪の有無や色の組み合わせについて記録する。

③ 留意事項

2. (2) 7) のとおり。

3. 業務履行期限

令和5年3月27日(月)

ただし、(2) 1)～4)、(3)、(4)については令和4年度12月以降に実施が予定されているライチョウ保護増殖事業関連会議(ライチョウ捕食者等対策ワーキンググループ、ライチョウ野生復帰実施ワーキンググループ、ライチョウ保護増殖検討会)にて報告するため、11月末までに部分完了報告書と共に調査結果を提出する。これらの項目については部分払いの対象とする。

4. 成果物

紙媒体：報告書 40部(A4版 両面100頁程度)

電子媒体：報告書の電子データを収納した電子媒体(DVD-R等)2枚

報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項は、別添によること。

提出場所：環境省信越自然環境事務所

## 5. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、環境省が保有するものとする。
- (2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 6. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

(別添)

### 1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針（<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

### 2. 電子データの仕様

(1) Microsoft社Windows10上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft社Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフトMicrosoft社Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・画像；BMP形式又はJPEG形式

(3) (2)による成果物に加え、「PDFファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体はDVD-R等とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及びDVD-R等に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

### 3. 成果物の二次利用

(1) 納品する成果物（研究・調査等の報告書）は、オープンデータ（二次利用可能な状態）として公開されることを前提とし、環境省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を成果物に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。

第三者の知的財産権が関与する内容の一部または全部について、二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、当該箇所や当該権利保有者等の情報を、以下のURLからダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

(2) 環境省が保有するオープンデータの情報を政府が運用するオープンデータのポータルサイト「データカタログサイトDATA.GO.JP（<http://www.data.go.jp/>）」に掲載及び更新情報を反映させるためのデータに関する説明（メタデータ）について、成果物と併せて以下のURLからダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

<http://www.env.go.jp/kanbo/koho/opendata.html>

#### 4. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。